

岐阜市立日野小学校 「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 1 月改定
令和 元年 7 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「日野小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下（法）という。）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校としては、これまでにいじめアンケートや教育相談活動を継続的に行ってきた。また、一学期に全校放送における校長の講話やビデオ視聴をうけて学級会を行い、「いじめ 0 宣言」を作成するとともに、「いじめについて考える集会」を実施した。さらには学級ごとに「いじめ 0 宣言」を継続的に振り返り、二学期には新たな「いじめ 0 宣言」も発表するといった取組を行ってきた。今後もいじめ問題については、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、児童の安心安全な学校づくりを推進する。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（３）いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許されない」
 - ・ いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
 - ・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・ いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人一人

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない
- ② 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する
→ いじめはみんなで必ず止める
- ③ いつでもどんな相談も聞く → どんなことも受け止める
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→ 直ちに問題解決に立ち上がる

学校は、児童の心身の安心・安全を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。（いじめが解消、解決したと即断することなく、継続して注意を払い（3ヶ月以上）、折々で必要な指導を行いながら、保護者と連携して見届けていく。仲間との関わりを大切にした学級経営を行い「相手の痛みや苦しみを自分のこととして受け止める」「仲間と共にトラブルを乗り越える」を重点にして、すべての教員が「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。

(6) 保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

児童一人一人が、自己を肯定でき、存在感を感じられる居場所づくりに努める。また、学校や学級全体が、誰とでも、他者理解の意識をもち、温かい心をもって、関わり合ったり助け合ったりすることが当たり前に行えるようにしていくことが、いじめの未然防止に繋がると考える。

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 等）

- ・ 「分かる・できる授業」を推進し、達成感を味わえる授業づくりをする。（児童一人一人の実態に合わせたきめの細かい指導を行う。具体的には、分かりやすい課題の工夫、児童の思考の流れに沿った授業過程の工夫、少人数指導の積極的な活用、教材教具の工夫、授業のまとめの書かせ方の工夫 等）
- ・ 児童の主体性、自治力等を育成することを柱に据えた学級指導、学級経営を行う。（特に学級会等の

話し合い活動の中で、児童がいじめを自分たちの問題と捉え、主体的に解決方法を話し合ったり、悩みごとを相談したりして、みんなで力を合わせて乗り越えていく力を育成していく。)

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・委員会活動やかがり火活動を通して異学年との関わりの中で相手を思いやる心情を養う。
- ・仲間同士の温かい関係づくりを進めるために「よいことみつけ」「ちょっといい話」「ふわふわ言葉」をキーワードにした生活見つめを、各学級の帰りの会に位置づけ、継続して行う。
- ・「いじめは絶対許さない」という強いメッセージを、全職員の共通理解の上で発していく。（職員会で、いじめに対する認識や対応方法について、職員研修を通して共通理解する。全ての担任が学級開きの第一声で「いじめは絶対に許されないこと」を宣言し、児童に安心感を与える。）
- ・いじめアンケートや教育相談を学期ごとに実施し、より早くより細やかに児童の実態を把握する。また児童からの相談を担当だけにとどめず、必ず学年で共有したうえで生徒指導、いじめ対策監、校長、教頭に報告する。
- ・STARを年2～3回実施し、担任が普段気付かなかった児童の悩みや心情の変化に、敏感に気付けるようにする。結果は学年で共有するとともに、「学級作り委員会」でも分析・検討する。

(3) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

- ・特別活動等での体験的な活動（運動会・社会見学・修学旅行等）の中で、互いに認め合い励まし合い協力し合う活動を通して、仲間の大切さに気付き、どんな仲間とでも尊重し合う関係づくりを進める。
- ・道徳教育を中心とした生命、人権を大切に作る指導を行う。特にいじめや命に係わる授業に重点を置き、必ず実施する。
- ・ブロック人権研修や校内研修を通して、教職員の人権感覚を高める取組を推進する。
- ・全校朝会における校長の講話やビデオ視聴をうけて学級会を行い、「いじめ0宣言」を作成する
- ・「いじめについて考える集会」を実施する。（「いじめ0（ゼロ）の日」の取組）
- ・学級ごとに「いじめ0宣言」を継続的に振り返り、二学期には新たな「いじめ0宣言」を発表する。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・学校教育目標「豊かな心でたくましくやりぬく子」の具現が、集団生活の根幹であることを再確認し、全教職員で共通認識をして取り組む。
- ・生徒指導全体計画「自分で考えて決定し、正しい行動ができる子」を基にして自己指導能力の育成を図る。
- ・学級の係活動では一人一役とし、自分の役割を責任もって果たすことや仲間と協力して活動することが、学級みんなの楽しさや幸せにつながることを理解させ、自主的に取り組む姿を教師が積極的に価値付け、広める。
- ・清掃活動を通して、真剣に取り組むことが仲間はもちろん自分自身を磨き高めることにつながることを理解させ、真剣に取り組む姿を教師が積極的に価値付け、広める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・外部講師を招聘し、地域・保護者とともに講話を聞くなど、校内の情報担当者と連携して情報モラル教育の推進を図る。
- ・インターネット上での誹謗中傷やSNSに対する危機意識について、保護者や地域と共通理解を図る。
- ・スマートフォンや携帯ゲーム等の使用約束などを保護者と再確認し、児童と共に研修や講座を通して啓発していく。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・傍観者にならないための対応として、いじめにあった時、いじめを見た時のSOSの出し方を各学級で指導する。
- ・いじめ相談ボックスを設置し、どんな小さなことでも気軽に相談するように児童に呼びかけることで、いじめを見逃さず、早急に対応できるようにする。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のために、日常生活の中での関わりや教育相談（年 3 回）の実施、S T A R（3 年生以上、年 2 回、職員研修夏休み）の活用等を通して児童の変化を掴むことに努めるとともに、変化を多角的に分析し、指導に生かしていく。
- ・いじめアンケートを全職員の共通理解の基で定期的（年 3 回）に実施し、人権教育と関わらせながら情報を収集し、校内で随時状況を確認して、素早い対策を検討する。
- ・教育相談・いじめアンケート・アセス・ひびきあいの日を効果的に繋ぎ、常に児童の心に寄り添う体制を充実させる。

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による日常的な見守り活動（校内巡視）を行い、いち早く情報の収集に努める。
- ・迅速かつ組織的に対応するための校内組織を確立する。（別紙フロー図参照）
- ・迅速かつ適切な情報共有を行う。

【第一次会議】担任・学年主任・いじめ対策監・生徒指導にて、いじめの実態や原因、これまでの経緯について、個別に聞き取りをし、その日の内に集約、管理職に報告する。

【第二次会議】校長・教頭・教務主任・いじめ対策監・生徒指導・養護教諭・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラーにて、いじめの状況を確認し、今後の指導援助方針を確立、24 時間以内に行動を開始する。

（４）教育相談の充実

- ・教職員は受容的かつ共感的な態度で傾聴する姿勢を大切にする。児童が相談しやすいように日頃から場所や問いかけ方などを精査して、信頼を基盤として実施できるように努める。
- ・配慮や支援が必要な児童に対して、組織的に対応する。
当該児童の担任、学年主任、教頭、校長、養護教諭、いじめ対策監、生徒指導主事（教育相談担当）、スクールカウンセラー、スクール相談員、ハートフルサポーター等、校内の全職員が役割を明確にして協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・保健室（養護教諭）との連絡を密にして、情緒的に不安定な児童の様子を把握するように努める。

（５）教職員の研修の充実

- ・いじめに対する適切な指導を進めるために、ロールプレイング等を活用した実践的な研修を行う。
- ・校外研修や講座等を受けた場合は、校内で必ず伝達講習を行い、広く周知する。
- ・校内の「学級作り委員会」を中心に、いじめや学級経営を中心とした事例研修を毎月行い、いじめ事案を生まない、あるいは必ず解消することを目的として、具体的・実践的な取組を提案する。
- ・「心のスキルアップトレーニング」実施についての研修を行う。

（６）保護者・地域との連携

- ・保護者からの欠席連絡等について、正確に所在と状況を確認することを全職員が行う。
- ・学級担任は、いじめにつながるような事案が発生したときには素早く家庭訪問や個別懇談を含めた連絡（状況確認）を積極的に行う。
- ・情報モラルを含めた他者との関わりについて、児童と保護者が互いに語り合う場を設けたり、地域の方から知り得た情報を生かして発信したりしていくことに努める。

（７）関係機関との連携

- ・教育委員会や子ども・若者総合支援センター、子ども相談センター、警察署等との連絡を密にする。
- ・いじめに関する諸問題の有無だけでなく、日常的に広く連絡を取り合うように努める。
- ・いじめ事案発生時は、直ちに教育委員会へ報告する。

4 学校のいじめ防止等対策推進会議の設置

法：第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を

行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

条例：第18条 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。 (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証 (2) いじめに係る相談体制の整備 (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有 (4) いじめの認知 (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒等の指導及びその保護者への助言 (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項	
学 校 職 員	校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
学校職員以外	保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「日野小学校いじめ防止プログラム」心のスキルアップトレーニングを位置付ける

月	取 組 内 容	備考
4 月	・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達) ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・教師による全学級での「良いこと見つけ」(児童への視点の提示) ・学校だより、ホームページ等による「方針」の発信 ・学校運営協議会で「方針」説明	「方針」の 確認
5 月	・PTA総会で「方針」説明 ・STARの実施(集計結果をもとにした教育相談の実施) ・「学校運営協議会」の実施 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部含む) ・児童会主体による「良いこと見つけ」の継続実施 ・いじめ未然防止アンケートの実施(記名式 学校で)	
6 月	・「いじめ防止週間」の実施(学級会活動、児童会主催による児童集会) ・児童向けネットいじめ研修① ・情報提供アンケートの実施(無記名式)と教育相談の実施 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめについて考える集会」に向けた取組と集会の実施	
7 月	・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」 ・いじめ未然防止アンケートの実施(記名式 家庭で) ・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り) ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第1回 県いじめ調査
8 月	・職員研修(ネットいじめ・教育相談・事例研・STARの読み取り方による共通理解) ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(1学期の評価)	
9 月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・いじめ未然防止アンケートの実施(記名式 学校で)	
10 月	・情報提供アンケートの実施(無記名式)と教育相談の実施	

1 1 月	・「いじめ防止月間」の取組（児童会主体） ・（S T A R）の実施 ・「学校運営協議会」の実施 ・児童向けネットいじめ研修	
1 2 月	・いじめについて考える集会（児童のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第2回 県いじめ調査
1 月	・いじめアンケート実施（記名・無記名選択式） ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2 月	・情報提供アンケートの実施と教育相談の実施 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会	
3 月	・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明（いじめ防止基本方針の改定と1年間の振り返り）	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 (文科)

6 いじめ問題発生時の対処

（1）いじめ発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認等を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第12条に基づいて明示）

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③ いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・ 保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料を保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
- 指導記録について
 - ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

岐阜市立日野小学校 いじめ認知対応フローチャート

<いじめの把握>

- いじめアンケート調査による把握
- 周囲の児童からの情報
- 関係機関、地域住民からの通報
- いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
- 教職員の観察による発見
- その他

【いじめの報告及び初期対応】

- ◆発見者（情報把握者）
↓<報告>
- ◆いじめ対策監⇒調査の指示（担任等）
↓<報告> ↑<指示>
- ◆教頭
↓<報告> ↑<指示>
- ◆校長
↓<招集>
- ◆学校いじめ防止等対策推進会議

正確な実態把握

- ・当事者、周りの子どもから聞き取り、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれずいじめの全体像を把握する。

学校いじめ防止等対策推進会議

（年5回実施5月、6月、8月、12月、2月）

- ・校長 ・教頭 ・教務主任
- いじめ対策監 ・生徒指導
- ・養護教諭 ・人権主任
- ・道徳教育推進教師
- ・教育相談コーディネーター
- ・スクールカウンセラー

【学校いじめ防止等対策推進会議の招集】

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 対応チームの編成
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

【いじめ解消に向けて】

- いじめを受けた児童への対応
- いじめを行った児童への対応
- 周囲の児童への対応
- 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導、助言をうける）
- 関係諸機関への相談、協力依頼（エール岐阜（S S W）、中央子相、スクールカウンセラー等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周りにいる児童
校内	・徹底して守り通す。 ・関係機関等と連携を図り、最善の手立てにより早期解決を図る。 ・心のケアに努め、自尊感情を高める。 ・安全確保のための巡視体制を強化する。	・他人の人権を侵す行為であることを気付かせ、他人の痛みを理解させる。 ・いじめは人間として絶対に許されない行為であることを自覚させる。 ・不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。	・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる。 ・いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されないことに気づかせる。 ・みんなの力でいじめをなくしよりよい生活をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	・いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明をする。 ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。	・事実経過を説明して、家庭における指導の要請をする。 ・いじめられている児童及び保護者への謝罪に立ち会い、仲介する。	・個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級懇談会等で事実経過について説明する。

